

第145回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

1. 事業報告の以下の事項
 - ・ 当社の新株予約権に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
2. 連結計算書類の連結持分変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

武田薬品工業株式会社

上記事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.takeda.com/jp/investors/shareholders-meetings/>)に掲載することにより、株主の皆様にご提供したものとみなされる情報です。

当社の新株予約権に関する事項

役員(社外役員を除く)が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要(2021年3月31日現在)

名 称 (発行決議の日)	発行時の 割当対象者	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使に際 して出資さ れる財産の 価額	新株予約権の 行使期間	新株予 約権の 主な行 使条件	新株予約権の目 的となる株式の 種類および数(な らびに新株予約 権の数)	役員(社外役員 を除く)の保有 状況および新株 予 約 権 の 数 (注)1
2011年度第1 回発行新株予約権 (2011年6月24日)	取締役 (社外取締役を 除く) 4名	1株当たり 2,726円	1株当たり 1円	2014年7月16日 から 2021年7月15日 まで	(注)2	普通株式 10,100株 (101個)	取締役 (監査等委員) 1名 101個
2011年度第2 回発行新株予約権 (2011年6月24日)	コーポレート オフィサーお よび上級幹部 113名	1株当たり 427円	1株当たり 3,705円	2014年7月16日 から 2031年7月15日 まで	(注)3	普通株式 878,700株 (8,787個)	取締役(監査等 委員を除く) 1名 429個
2012年度第1 回発行新株予約権 (2012年6月26日)	取締役 (社外取締役を 除く) 4名	1株当たり 2,678円	1株当たり 1円	2015年7月18日 から 2022年7月17日 まで	(注)2	普通株式 10,700株 (107個)	取締役 (監査等委員) 1名 107個
2013年度第1 回発行新株予約権 (2013年6月26日)	取締役 (社外取締役を 除く) 4名	1株当たり 3,709円	1株当たり 1円	2016年7月20日 から 2023年7月19日 まで	(注)2	普通株式 8,200株 (82個)	取締役 (監査等委員) 1名 82個

(注)1. 社外役員が保有する新株予約権はありません。

2. (1)新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
(2)1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
3. (1)新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
(2)1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、これまでの「経営の基本精神」を見直し、「私たちの存在意義」、「私たちの価値観：タケダイズム」、「私たちが目指す未来」、「私たちの約束」で構成される「企業理念」に進化させました。この企業理念を当社グループ全体で共有し、これらに基づく企業文化のさらなる醸成に努めております。

当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を進めております。

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査・監督にかかる職務を実効ある形で遂行できる体制を整えるとともに、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めています。これらによる適切な監視・監督のもとで、取締役会は、透明性および客観性の高い意思決定を行うとともに、その決議をもって、取締役に対し権限委譲を行い事業運営の迅速化を図っています。
- ・ 取締役会の任意の諮問機関（委員会）として、指名委員会および報酬委員会を設置し、それぞれ社外取締役が委員長となり社外委員が過半数を占める構成とすることにより、取締役の選任・報酬に関する客観性と公正性を担保しています。なお、両委員会の委員のうち1名以上を監査等委員である取締役とすることにより、監査等委員会による、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等に関する監督機能の実効性を高めています。なお、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。
- ・ このような体制のもとで、取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項（企業理念に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制やリスク管理にかかる事項を含む）にかかる意思決定および経営戦略に関する討議を行うとともに、業務執行の監視・監督を行っております。
- ・ グローバル事業運営体制の強化に向け、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるタケダ・エグゼクティブ・チーム（以下「TET」）を設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー（一般的な経営案件を所管）、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー（研究開発および製品関連案件を所管）およびリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー（リスク管理、企業倫理およびコンプライアンス案件を所管）を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保しています。
- ・ 取締役会決議をもって、重要な業務執行の決定権限の一部につき、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関における決裁を通して取締役に委任しており、機動的で効

率的な意思決定を行っています。

- ・ 当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針（TMAP）」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、重要性に応じて、取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよびその他のTETメンバーに一定の権限を委譲し、適切なガバナンスの下で意思決定を行っています。また、各TETメンバーは所管する各部門において、業務手順書および権限委譲に関するルールを定め、適正な内部統制の体制を整えています。
- ・ 当社グループ全体を横断的・統一的に管理・監督するため、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等（グローバルポリシーとは、3つ以上のTET組織の従業員に適用されるルールをいう）を整備しています。
- ・ 当社グループのリスク管理および発生した危機の管理については、「グローバルリスク管理ポリシー」および「グローバル危機管理ポリシー」に基づき、事業継続計画を含むタケダのリスク管理体制および発生した危機の管理体制をそれぞれ定めています。
- ・ グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、グループ各社のエシックス&コンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図っています。グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、当社グループの事業活動が法令および社内規定を遵守して実施されていることをモニタリングする仕組みを整備しています。また、内部通報によるものを含め、当社グループのエシックス&コンプライアンス関連事案に関しては、定期的にリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告しています。
- ・ グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、当社各部門およびグループ各社に対して定期的な内部監査を行い、監査結果を社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー、監査等委員会および取締役会に報告しています。
- ・ 当社各部門・子会社の責任者は、金融商品取引法および内閣府令、米国サーベンス・オクスリー法に準拠するため、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制を整備・運用しています。グローバルファイナンス部門は、当社各部門・子会社の責任者による財務報告に係る内部統制の状況についての質問書を通じた自己点検および指摘・勧告に応じた改善計画を実行するプロセスを通じて、内部統制の体制の整備・運用を推進しています。グループ内部監査部門は財務報告に係る内部統制の体制の整備・運用状況についてその有効性を評価しています。
- ・ グローバルクオリティー部門は、研究・開発・製造・市販後安全対策に関わるグローバルクオリティーポリシー等を策定し、定期的あるいは必要に応じ随時、その遵守状況の監査、監視・指導を行っています。

- ・ グローバルマニュファクチャリング&サプライ部門内のコーポレートEHS（環境、健康、安全）部門は、「環境・健康・安全に関するグローバルポリシーとポジション」等を策定し、定期的あるいは必要に応じて監査を行っています。また、環境、労働衛生、安全に関するリスクの低減を図るための支援と助言を行っています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会議事録、稟議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「グローバルRIM（記録・情報管理）ポリシー」に従い、情報類型毎に保存の期間・方法・場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行っています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 「グローバルリスク管理ポリシー」に基づき、リスクの特定・評価・低減・報告・モニタリングの5段階アプローチにより、全社規模のリスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)を行っており、主要なリスクとその対応策等がリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび取締役会に毎年報告される体制を整えています。具体的には、あらゆる損失危険要因について、各部門の責任者や主要リスクのリスクオーナーは、その担当領域毎に管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた低減措置を行っています。また、製造サイト、ITサイバーセキュリティ等における主要リスクについて必要に応じて事業継続計画を策定しています。
 - ・ 緊急事態に対する危機管理に関しては、「グローバル危機管理ポリシー」に基づき、危機管理委員会を中心とした危機管理体制を整備しています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保しています。
- ⑤ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ チーフ・エシックス&コンプライアンス・オフィサーおよびグローバルエシックス&コンプライアンス部門を設置し各部門を支援しています。また、エシックス&コンプライアンス・プログラムを組織全体にわたって実施しています。
 - ・ 当社は、当社の会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する内部通報を含め、法令、タケダ・グローバル行動規準、グローバルポリシーまたは社内規定の違反に関する内部通報の受領、保管、調査、取扱いに関する手続を定めています。当社はまた、従業員がタケダ・エシックスラインを通じて機密かつ匿名で内部通報を行うことができる体制を整えています。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 「監査等委員会監査等規程」に従い、以下のとおりとしています。
- ・ 常勤の監査等委員を置き、監査等委員会の業務補助および事務局として、専任のスタッフ部門である監査等委員会室を置いています。

- ・ 監査等委員会室の業務執行者からの独立性、および監査等委員会からの指示の実効性確保のため、同室のスタッフの任命・異動等に関しては、監査等委員会の同意を要するものとしています。
- ・ 経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査等委員会に通知しています（ただし、該当事項を審議・報告する取締役会その他の会議に監査等委員が出席したときはこの限りではありません）。
- ・ 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しています。
- ・ 監査等委員会は、取締役・使用人等に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または当社の業務・財産の状況の調査、その他監査等委員会の職務の一部を行う権限を与えられた選定監査等委員を選定しています。
- ・ 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、指示権を有する内部監査部門、内部統制推進部門や会計監査人との連繋を密にし、これらからの情報も活用した組織的な監査を行うことで監査の実効性と効率性を高めています。
- ・ 監査等委員は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出しています。
- ・ 監査等委員会は、内部通報システムによるものも含め、監査等委員会や内部監査部門等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制について、必要に応じて取締役会に対して提案または意見の表明を行っています。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当年度において、上記（１）に記載した体制の適切な運用に努めました。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

〔企業理念の浸透〕

- ・ これまでの「経営の基本精神」を見直し、「私たちの存在意義」、「私たちの価値観：タケダイズム」、「私たちが目指す未来」、「私たちの約束」で構成される「企業理念」に進化させました。この企業理念について、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーをはじめとするTETメンバーが、社内におけるメッセージの配信やタウンホールミーティングの開催等を通じて、グループ全体および従業員への浸透を図っております。

〔コーポレート・ガバナンス体制の強化〕

- ・ 当社は、2016年の監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会と監査等委員会がそれぞれの役割をより適切に果たすために、社外取締役の構成比と多様性を高めております。当期末時点の取締役会は、取締役16名（うち1名が女性）のうち11名が社外取締役、また、日本人8名・外国人8名の構成となっております。また、監査等委員会は4名の取締役（監査等委員）で構成

され、このうち3名が社外取締役であります。

[取締役会の状況]

- ・ 当年度において取締役会を8回開催しました。取締役会では、独立社外取締役が議長を務め、独立性の高い社外取締役をはじめ、多様性を有する各取締役がそれぞれの見地から適宜発言を行っております。
- ・ 先述のとおり、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任していることにより、取締役会は当社グループへの影響度が特に高い課題や経営戦略などについての議論や、取締役の業務執行状況の監督により多くの時間を充てております。
- ・ 社外取締役に対し、社外取締役でない取締役から毎回の取締役会の議題についての事前説明を実施しております。また、新任の社外取締役が就任する際には、取締役の法的責務についての理解を徹底することはもとより、当社の事業環境や戦略等についての情報を提供し、さらにその理解を深めていただくための機会を設けております。
- ・ 各社外取締役は、取締役会において、それぞれが有する、企業経営の経験に基づく高い識見、会計、法律等の専門性の高い分野における高度な知識等に基づき議案の審議において適宜発言を行ったほか、社外取締役のみの会合を開催し、認識の共有を図るとともに、取締役会の運営や経営へのかかわり方等につき意見交換や意見形成を行いました。
- ・ 当年度において、取締役会の実効性評価を行いました。実効性評価は、第三者機関を起用し、取締役全員を対象に個別にアンケートおよびインタビューを実施するなど、個々の意見を求めやすい方法で実施しました。今回の評価結果においても、当社取締役会は実効性があるとの結果が得られるとともに、過去の評価において指摘された事項について改善が確認され、また、新たな重要指摘事項はありませんでした。評価結果全体については第三者による分析、提言を盛り込んだ上で、取締役全員にて議論を行いました。これにより、当社取締役会の強みに関する理解を深め、当社取締役会の更なる機能向上を図る機会としました。

[当社グループの内部統制体制の整備に関する取り組み]

- ・ 取締役会、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関の決裁事項以外の案件については、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび各機能の代表者から構成されるTETメンバーへの権限委譲を進め、TETメンバーからの権限委譲は「権限委任に関するグローバルポリシー」に基づいて行っています。
- ・ グループ内部監査部門は、当社各部門およびグループ各社に対して内部監査を実施し、また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行いました。
- ・ グローバルファイナンス部門は、財務報告に係る内部統制の状況について、当社各部門・主要子会社の責任者への質問書を通じた自己点検の回答に従い、当社各部門・主要子会社の内

部統制の実効性を確認しました。また、マネジメントによる内部統制の評価結果を監査等委員会へ報告しました。

- ・ グローバルクオリティ部門は、「グローバルクオリティポリシー」に基づき、品質への当社としてのコミットメントおよび品質へのビジョンをより明確にし、当社グループのグローバルな品質保証を行っております。
- ・ コーポレートEHS部門は、「環境・健康・安全に関するグローバルポリシーとポジション」等に基づき、当社の環境、労働衛生、安全管理活動を推進するための責任および役割を明確にするとともに、具体的な目標を設定し、環境、労働衛生、安全に関わるマネジメント、コンプライアンスの観点から、当社グループへの内部監査を行いました。

[コンプライアンスに関する取り組み]

- ・ 各部門において、潜在的にコンプライアンスのリスクが高い分野を対象としてモニタリングを行い、継続的な改善を進めております。
- ・ 当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては定期的にリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび監査等委員会に、また適時に取締役会やTETに報告を行いました。

[リスク管理に関する取り組み]

- ・ 当年度、各地域／部門の重要リスクにつきリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーで議論・検証したうえで、コーポレートリスクとして登録するとともに、リスクマップを作成しました。
- ・ リスクマップについては取締役会に報告され、重要なリスクに対してリスク低減プランを策定し、評価指標に基づき、リスク低減策の有効性のモニタリングを行っています。
- ・ また、当期のリスク管理に関するその他の具体的な取り組みは以下のとおりです
- ・ 当社グループ内のリスク・コーディネーター・コミュニティーを通じて、リスク管理業務のスキルアップや情報共有を行っています。また、従業員に対し、地震やパンデミック、製品回収等の危機対応意識の向上を目的とした教育、訓練を実施しました。
- ・ サイバーセキュリティに対する以下の取り組みを行いました。
 - ・ 全事業部門の代表メンバーで構成された情報セキュリティ&ガバナンス委員会を毎月およびアドホックで開催し、情報リスクに関して協議し、リスク低減に向けた対応状況を確認しました。
 - ・ セキュリティに対する意識向上及び新たな脅威に対応するため、強化されたトレーニングを全従業員向けに実施しました。
 - ・ タケダのデータおよびITインフラ基盤に対するプロセス面および技術面でのセキュリティを強化するための投資を継続するとともに、重大な事故に直面した場合に備え、関連するコストの補償として保険に加入しています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するグローバル・クライシス・マネジメント・コミッティーを立ち上げ、渡航制限や在宅勤務推奨をはじめとしたガイダンスを同コミッティーから適時発出することで従業員に適切な行動を促すなど、感染拡大防止に努めました。

[監査等委員会の取り組み]

- ・ 「監査等委員会監査等規程」に基づく運営がなされ、社外取締役である監査等委員を議長として、当年度において、監査等委員会を10回開催し、取締役会の議題や取締役による業務執行状況および内部統制システム等についての情報や意見の交換を行いました。常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門や内部統制推進部門との連繋等によって得られた情報を監査等委員全員で共有し、上記活動を通して、監査等委員会として監査意見を形成しています。
- ・ 監査等委員会は、取締役会において、監査等委員会の前年度の活動結果と今年度の活動方針および活動計画について報告し意見交換を図ったほか、取締役の業務執行について適宜意見を述べました。
- ・ グループ内部監査部門と、定期的にまたは必要の都度、意見交換会を実施し、内部監査の計画や結果について報告を受けるだけでなく、指示や要請も行うことによって組織的な監査を行いました。
- ・ 監査等委員でない取締役の選任等および報酬等については、選定監査等委員が指名委員会および報酬委員会の委員として出席し意見を述べたほか、両委員会等で得られた情報を監査等委員会で共有する等により、監査等委員会としての意見形成を図るなど、監督機能を発揮しました。

連結持分変動計算書 [国際会計基準]

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動 体の換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定される金融 資産の公正価 値の変動
2020 年 4 月 1 日残高	1,668,123	1,680,287	△ 87,463	1,369,972	91,848	22,891
当期利益				376,005		
その他の包括利益					308,950	61,873
当期包括利益	-	-	-	376,005	308,950	61,873
新株の発行	22	22				
自己株式の取得			△ 2,141			
自己株式の処分		△ 0	2			
配当				△ 283,718		
その他の資本の構成要素からの振替				47,647		△ 42,781
株式報酬取引による増加		37,663				
株式報酬取引による減少 (権利行使)		△ 29,548	30,050			
所有者との取引額合計	22	8,137	27,911	△ 236,071	-	△ 42,781
2021 年 3 月 31 日残高	1,668,145	1,688,424	△ 59,552	1,509,906	400,798	41,983

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計			
	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジコスト	確定給付制 度の再測定				
2020 年 4 月 1 日残高	△ 22,730	555	-	92,564	4,723,483	4,003	4,727,486
当期利益				-	376,005	166	376,171
その他の包括利益	△ 45,345	△ 9,147	4,866	321,197	321,197	48	321,245
当期包括利益	△ 45,345	△ 9,147	4,866	321,197	697,202	214	697,416
新株の発行				-	44		44
自己株式の取得				-	△ 2,141		△ 2,141
自己株式の処分				-	2		2
配当				-	△ 283,718	△ 77	△ 283,795
その他の資本の構成要素からの振替			△ 4,866	△ 47,647	-		-
株式報酬取引による増加				-	37,663		37,663
株式報酬取引による減少 (権利行使)				-	502		502
所有者との取引額合計	-	-	△ 4,866	△ 47,647	△ 247,648	△ 77	△ 247,725
2021 年 3 月 31 日残高	△ 68,075	△ 8,592	-	366,114	5,173,037	4,140	5,177,177

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。なお同項後段の規定により、国際会計基準(IFRS)により求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 239 社

主要な連結子会社の名称

(国内) 日本製薬(株)

(海外) 武田ファーマシューティカルズU S A Inc.、ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.、ダイアックス Corp.、バクスアルタ US Inc.、武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG、武田 GmbH、シャイアー・ファーマシューティカルズ・インターナショナル Unlimited Company、シャイアー・ファーマシューティカルズ・アイルランド Limited、シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited、バクスアルタ GmbH

(2) 連結子会社の増減

増加： 5 社 (設立による増加)

減少： 94 社 (合併、清算、売却による減少)

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 21 社

主要な持分法適用関連会社の名称

武田テバファーマ(株)、天藤製薬(株)

(2) 持分法適用関連会社の増減

増加： -

減少： 1 社 (売却による減少)

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法 (金融商品を除く)

① 有形固定資産

有形固定資産は原価モデルで測定しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直

接付随する費用、解体、除去および原状回復費用の当初見積額等が含まれております。

② のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、予想されるシナジーに基づき資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

③ 無形資産

無形資産は原価モデルで測定しており、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

当社グループは、製品および化合物の研究開発プロジェクトにおいて、第三者との共同研究開発および導入契約を定期的に締結しております。通常、共同研究開発契約については、契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。一方、導入契約については、契約一時金および契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。導入契約に係る契約一時金は導入契約の開始時に、開発マイルストンの支払についてはマイルストンの達成時に資産計上しております。

開発中製品の商用化が承認された場合は、その時点で、研究開発中の資産を製品に係る無形資産に振り替え、製品の製造販売承認日から見積耐用年数にわたって償却しております。

④ 非金融資産の減損

当社グループでは、決算日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、および退職給付に係る資産を除く非金融資産の帳簿価額を評価し、減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合または年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産または資金生成単位については、決算日において過年度に認識した減損損失の減少または消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却または償却額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

⑤ 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。原価は主として加重平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2) 資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

土地および建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。使用権資産の減価償却費は、リース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合を除き、リース期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3－50年
機械装置及び運搬具	2－20年
工具器具及び備品	2－20年

② 無形資産

製品に係る無形資産（上市後製品に係る無形資産）は、特許が存続する見込期間に基づき、製品の製造販売承認日から主に3－20年にわたって定額法で償却しております。ソフトウェアは3－10年の見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識および測定

・償却原価で測定される負債性金融商品

契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる売上債権及びその他の債権等の金融資産は償却原価で測定される金融資産に分類しております。売上債権は消費税等を含んだ請求書金額から損失評価引当金、現金値引等の見積控除金額を差し引いた金額で認識されます。

・その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

・純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

償却原価で測定される金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の要件を満たさない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

・その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

当社グループは、戦略的目的で長期的に保有される特定の資本性金融商品について、当初認識時において、金融商品ごとに行われる、資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をしております。当社グループは、報告日時点において、全ての資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しております。

(ii) 事後測定および認識の中止

・償却原価で測定される負債性金融商品

償却原価で測定される負債性金融商品については、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で事後測定しております。利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。また、認識の中止時に生じた利得または損失は純損益として認識しております。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、実効金利法により算定された利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。公正価値の変動から生じるその他の損益は、その他の包括利益として認識して、金融資産の認識の中止が行われる時にその他の包括利益に計上された累積額を純損益に組替調整しております。
- ・純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定しております。配当は、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、純損益として認識しております。公正価値の変動から生じるその他の損益はその他の包括利益として認識し、事後的に純損益に振り替えることはできず、金融資産の認識の中止が行われる時にその他の包括利益の金額を資本内で利益剰余金に振り替えております。

(iii) 減損

損失評価引当金は予想信用損失モデルを用いて計算しております。引当金の見積りは将来予測的な予想信用損失モデルに基づいており、売上債権の保有期間にわたって起こりうる債務不履行事象を含んでおります。当社グループは売上債権、契約資産およびリース債権の損失評価引当金について、全期間の予想信用損失で測定することを選択しております。当社グループは、将来見通しのための調整を加えた過去の貸倒実績率に基づく引当マトリクスを用いて全期間の予想信用損失を算定しております。これらの引当金の金額は、連結財政状態計算書における売上債権、契約資産およびリース債権の契約上の金額と見積回収可能額との差額を表しております。

②金融負債

(i) 当初認識および測定

金融負債は、当社グループが契約の当事者となる時点で連結財政状態計算書において認識しております。金融負債は、当初認識時点において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債、社債及び借入金、または債務に分類しております。

金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

・純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債はデリバティブおよび条件付対価契約に関する金融負債を含んでおります。

・その他の金融負債（社債及び借入金含む）

その他の金融負債は、主として実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

契約中において、特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

③ デリバティブ

為替レートおよび金利の変動等によるリスクに対処するため、先物為替予約、通貨オプション、金利スワップ、金利通貨スワップおよび金利先物等のデリバティブを契約しております。

なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

デリバティブは、デリバティブ契約がヘッジ手段に指定されていない限り、純損益を通じて公正価値で測定されます。ヘッジ会計を適用していないデリバティブにかかる利得および損失は純損益に計上されます。

④ ヘッジ会計

為替換算リスクに対処するため、外貨建借入金等の非デリバティブおよび先物為替予約によるデリバティブの一部を在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定しております。また、外貨建取引による為替リスクに対処するため、当社グループは先物為替予約、通貨オプションおよび金利通貨スワップ等一部のデリバティブを予定取引におけるキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。

す。金利リスクに対応するため、金利スワップ、金利通貨スワップおよび金利先物を予定取引におけるキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。

ヘッジの開始時に、ヘッジを行うための戦略に従い、リスク管理目的、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジの開始時および毎四半期において、ヘッジ手段がヘッジ取引もしくは純投資の変動を相殺するのに極めて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、かつ適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。利得または損失のうち非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益で認識されていた金額は、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フローが純損益として認識された期に、連結純損益計算書における認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えております。通貨のベース・スプレッドおよび通貨オプションの時間的価値は、キャッシュ・フロー・ヘッジからは区分して会計処理され、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストに計上されます。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、売上割戻及び返品調整に関する引当金を認識しております。

また、過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

当社グループの引当金は主に、売上割戻及び返品調整に関する引当金、ならびに訴訟および事業構造再編に係る引当金で構成されております。

① 売上割戻及び返品調整に関する引当金

売上割戻及び返品調整に関する引当金は、販売した製商品の売上割戻、返品調整等に係るものであり、メディケイド・ドラッグ・リベート・プログラム、メディケア・パートDリベート・プログラム、コマーシャル・マネージド・ケア・プログラム等の米国での医療制度に関する引当金を含んでおります。

② 訴訟引当金

法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、未請求の損害賠償請求権に対する引当金について信頼性のある見積りをすることができる場合に、引当金を計上しております。

③ 事業構造再編に係る引当金

事業構造再編に係る引当金は、事業構造再編に係る詳細な公式計画を策定した時点で認識しております。当社グループは、その計画に関して発生する費用の見積り発生額に基づき引当金および関連費用を計上しております。

(5) 退職後給付

当社グループは、退職一時金、年金、および退職後医療給付等の退職後給付制度を運用しております。これらの制度は、制度の性質に従い確定給付制度と確定拠出制度に分類されます。

① 確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合は、制度からの返還または将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。制度改訂または縮小により生じる確定給付債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、当該制度改訂または縮小が行われた時点で純損益に認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

② 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

米国での医療機関との契約に関連する割戻支払額並びに州及び連邦政府が行う公的医療制度に関連する契約上及び法定の割戻支払額に係る引当金 267,254 百万円

米国での医療機関との契約に関連する割戻支払額並びに州及び連邦政府が行う公的医療制度に関連する契約上及び法定の割戻支払額に係る引当金のうち、同国におけるメディケイド、メディケアおよびコマーシャル・マネージドケア・プログラムに関するリベートの引当金の見積りにあたっては、どの売上取引が最終的にこれらの制度の対象とされるかどうかの判断において、それぞれの製品固有の条件が使用されております。当該見積りの算定に用いられる製品固有の条件が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金額に重要な影響を与える可能性があります。

無形資産 3,909,106 百万円

無形資産は、通常、連結財政状態計算書上の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には減損していると判断されます。回収可能価額は個別資産、またはその資産が他の資産と共同で資金を生成する場合はより大きな資金生成単位ごとに見積られます。

無形資産の回収可能価額の見積りには将来キャッシュ・フローの金額および時期、競合他社の動向（競合製品の販売開始、マーケティングイニシアチブ等）、規制当局からの承認の取得可能性、将来の税率、永続成長率、割引率を含む複数の仮定の設定が必要となります。将来キャッシュ・フローの金額および時期が変動する可能性のある事象としては、研究開発プロジェクトの失敗もしくは上市後製品の価値の下落があげられます。研究開発プロジェクトの失敗には、開発の中止、大幅な上市の遅延、もしくは規制当局の承認が得られない場合が該当します。これらの事象が発生した場合、見積った将来キャッシュ・フローが回収できない、もしくは資産の取得後に実施した当初もしくは事後の研究開発投資額が回収できない可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度末ののれんの残高は 4,033,917 百万円ですが、のれんの回収可能価額は当社の発行済株式の市場価格を用いて処分コスト控除後の公正価値により見積っており、2021年3月31日現在において、当社株式の時価総額は当社グループ純資産の帳簿価額を大幅に上回っております。

訴訟引当金 73,395 百万円

訴訟およびその他の偶発事象に係る引当金を算定する際には、該当する訴訟の根拠や管轄、その他の類似した現在および過去の訴訟案件の顛末および発生数、製品の性質、訴訟に関する

る科学的な事項の評価、和解の可能性ならびに現時点における和解にむけた進行状況等を勘案しております。さらに、未だ提訴されていない製造物責任訴訟については、主に過去の訴訟の経験や製品の使用に係るデータに基づき、費用を合理的に見積ることができる範囲で引当金を計上しております。当社グループが関与する重要な訴訟のうち、それらの最終的な結果により財務上の影響が見込まれる場合であっても、その額について信頼性のある見積りが不可能な訴訟等については、引当金の計上は行っておりません。これらの引当金および偶発負債の見積りは、訴訟手続、調査および和解交渉の帰結により変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金額に重要な影響を与える可能性があります。

未払法人所得税 145,203 百万円、繰延税金資産 353,769 百万円

当社グループは、税法および税規制の解釈指針に基づき税務申告を行っており、これらの判断および解釈に基づいた見積額を計上しております。通常の営業活動において、当社グループの税務申告は様々な税務当局による税務調査の対象であり、これらの調査の結果、追加税額、利息、または罰金の支払いが課される場合があります。法律および様々な管轄地域の租税裁判所の判決に伴う法改正により、不確実な税務ポジションに関する負債の見積りの多くは固有の不確実性を伴います。税務当局が当社グループの税務ポジションを認める可能性が高くないと結論を下した場合に、当社グループは、税務上の不確実性を解消するために必要となる費用の最善の見積り額を認識します。また、未認識の税務上の便益は事実および状況の変化に伴い調整されます。これらの税務ポジションに関する負債の見積りは、例えば、現行の税法の大幅改正、税務当局による税制または解釈指針の発行、税務調査の際に入手した新たな情報、または税務調査の解決により調整が行われる可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、未払法人所得税の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、各報告期間の末日において繰延税金資産の回収可能性を評価しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予想される将来加算一時差異の解消スケジュール、予想される将来課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。収益力に基づく将来課税所得は、主に当社グループの事業計画を基礎として見積られており、当該事業計画に含まれる売上高の予測が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

事業構造再編に係る引当金 32,297 百万円

当社グループでは、費用削減に関連した取り組みおよび買収に係る事業統合に関連して事業構造再編費用が発生します。退職金およびリース解約費用が事業構造再編費用の主な内訳であり、事業構造再編に係る引当金は、事業構造再編に係る詳細な公式計画を作成した時点で計上しておりますが、再編実施時期および当該事業再編により影響を受ける従業員数等の見積りが必要となります。翌連結会計年度の実績がこれらの見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[連結純損益計算書に関する注記]

1. その他の営業収益

その他の営業収益には、武田コンシューマーヘルスケア株式会社株式および関連資産の売却に伴う譲渡益 139,470 百万円およびその他ノン・コア資産の譲渡に伴う益 89,453 百万円を計上したことによる 228,923 百万円の譲渡益が含まれております。また、当年度において、2020 年 5 月に SHP647 および関連する権利の売却に関する当社グループの義務について、欧州委員会による解除が決定したことに伴い、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれる SHP647 の関連費用に対する負債の再評価益 60,179 百万円が含まれております。

2. その他の営業費用

その他の営業費用には、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる事業構造再編費用 115,875 百万円が含まれております。事業構造再編費用の主な内訳は Shire 社の買収に伴う統合コストおよび日本のビジネス部門における変革に伴い発生する費用であります。

また、その他の営業費用には、当社グループが Novartis 社に XIIDRA を譲渡したことにより認識した条件付対価契約に関する金融資産の公正価値変動による損失 72,940 百万円が含まれております。当該公正価値評価は、2020 年 6 月に Novartis 社が欧州における販売許可申請を取り下げた影響を含む、将来売上見込の算定にかかる前提条件の変更を踏まえたものとなっております。

3. 法人所得税費用

法人所得税費用は△9,936 百万円となりました。これは主に、グループ内の法人の再編成や未認識であった繰延税金資産の認識から生じた税務便益および税額控除が、税引前当期利益にかかる税金費用および事業等の売却の税金影響を相殺したことによるものです。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産の減価償却累計額	737,817 百万円
投資不動産の減価償却累計額	5,608 百万円

2. 資産から直接控除した損失評価引当金

売上債権及びその他の債権	8,637 百万円
--------------	-----------

3. 偶発負債

(1) アイルランド税務当局による税務評価

Shire 社は、2018 年 11 月 28 日に、アイルランド税務当局から 398 百万ユーロの課税額に関する通知を受領しました。税務当局は、2014 年に Shire 社が AbbVie, Inc. からの買収の申し出の取下げに関する違約金として受領した 1,635 百万米ドルが課税対象となる可能性を言及しております。当社グループは違約金から納税義務は発生していないと考え、本件に関して異議申し立ての手続を行っております。2020 年 11 月下旬および 12 月上旬、アイルランド税務訴訟委員会においてヒアリングが行われました。当社グループは、ヒアリング後 12 カ月以内に裁定を受領することを見込んでおります。

(2) 訴訟

当社グループは、複数の訴訟および行政手続に当事者として関与しておりますが、最も重要な訴訟等は以下のとおりであります。

当社グループが関与する重要な訴訟等のなかには、それらの最終的な結果により財務上の影響があると見込まれる場合であっても、その額について信頼性のある見積りが不可能な場合があります。信頼性のある見積りが不可能な訴訟等については、以下で適切な情報の開示を行っておりますが、引当金の計上は行っておりません。

以下に記載している訴訟等については、既に引当金を計上しているものを除き、現段階において財務上の影響額について信頼性のある見積りが不可能であります。これは、複数の要因（審理の進行段階、決定が行われた場合にこれを争う権利が当事者にあるか否か、訴訟における法的責任の根拠に係る明確性の欠如、当社グループの抗弁の根拠、損害の算定および回収可能性の見積りの困難性、ならびに準拠法を含むが、これらに限定されない。）を考慮する必要があるためです。なお、原告側の請求額に関する情報は、仮に入手できた場合でも、必ずしもそれ自体が訴訟等の最終的な賠償金額を判断する上で有用な情報ではないと考えております。

訴訟等に関連して発生した法務関連費用および訴訟等に係る費用は、販売費及び一般管理費に計上しております。法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、未請求の損害賠償請求権に対する引当金について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。引当金を算定する際には、該当する訴訟の請求内容や管轄、その他の類似した現在および過去の訴訟案件の性質および発生数、製品の性質、訴訟に関する科学的な事項の評価、和解の可能性ならびに現時点における和解にむけた進行状況等を勘案しております。2021 年 3 月 31 日現

在、当社グループの訴訟に係る引当金の合計は73,395百万円であります。法的請求による最終的な負債の額は、訴訟手続、調査および和解交渉の帰結によって、引当額と異なる可能性があります。特段の記載のある場合を除き、当社グループは、現時点において、以下の各事案に関して訴訟が継続する期間や最終的な訴訟結果を見積ることはできません。

当社グループの状況は時間の経過とともに変化する可能性があります。したがって、いずれの訴訟等についても結果的に生じる損失が当連結計算書類に計上されている引当金の金額を大きく上回ることはないという保証はありません。判決、和解、当社グループの事業の変更またはその他の要因を踏まえて、当社グループの財務状況または経営成績にとって重要性はないと当社グループが判断したため、過年度まで開示されていた訴訟が当年度において開示されない場合があります。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

規制当局の承認後の製品の使用に係る人体への安全性および有効性を確認するため、製品開発中に前臨床試験および臨床試験が実施されております。しかしながら、医薬品およびワクチンの上市後に、予想されていなかった安全性に関する問題が明らかになる場合、または第三者からかかる問題を主張される場合があります。当社グループは、当社グループの製品に関連して多数の製造物責任訴訟を提起されております。製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求について、当社グループは、引当金が計上されている事案を除き、現時点において予想される財務上の影響額について信頼性のある見積りをすることはできません。

当社の主要な係争中またはその他の訴訟は以下のとおりであります。これらの訴訟の結果は必ずしも予測可能ではなく、複数の要素により影響を受けます。発生していることが少なくとも合理的に見込まれる損失について、引当済の金額を超過する損失の金額が重要かつ見積可能である場合には、当社は損失発生額に係る見込額または見込額の範囲を開示しております。

① アクトス

(i) 製造物責任訴訟

当社グループは、米国の連邦裁判所および州裁判所において、2型糖尿病治療剤ピオグリタゾンを含む製剤（米国製品名「アクトス」）に起因して膀胱がんまたはその他の傷病を発症したと主張する原告により訴訟を提訴されており、最初の訴訟は2011年に提起されました。また、一時期米国においてアクトスを共同販売していたEli Lilly and Company（以下、「イーライリリー社」）も、アクトスに関連する多くの訴訟において被告となっております。当社グループは、両社の共同販促（co-promotion）契約に基づき、米国内の訴訟等についてイーライリリー社のために防御活動を行うと共に同社に対して補償を行うことに同意しま

した。また、米国外においても、同様の傷病を主張する人々により訴訟が提起され、また、損害賠償が請求されております。

2015年4月、当社グループと主要な原告の代理人は和解契約を締結し、米国内における当社グループおよびイーライリリー社に対する、係争中のアクトス関連の製造物責任訴訟のうち95%以上について和解しました。当該和解は、和解が成立した日において米国の裁判所で係争中の膀胱がんに関する損害賠償請求のすべてを対象としております。また、米国内で未提訴の損害賠償請求者についても、和解が成立した日および和解が成立した日の翌日から3日以内に、代理人を通じて和解プログラムに参加する資格を有しておりました。和解の一環として、当社グループは、和解基金へ24億米ドル(約2,880億円)を支払っております。当社グループは、当社グループに対する製造物責任訴訟を補償範囲としている複数の保険契約により、約580億円の保険金を受領しております。当社グループは、依然として係争中のアクトス訴訟および損害賠償請求に関しては引当金を計上しております。その後、当社グループは、上記和解によって和解が成立しなかった原告より、新たに訴訟の提起を受けましたが、大多数について和解が成立しております。これらの新たな訴訟は当社グループにとって重要性はありません。

(ii) 経済損失に係る訴訟

当社グループは、アクトスに関連して、幾つかの訴訟を提起されております。これらの訴訟の原告は、人身傷害に対する請求ではなく、アクトスに関して主張されている膀胱がんのリスクに関する追加情報を当社グループが提供していれば、処方されなかったであろうアクトスの処方せんに対する支払により経済損失を被ったと主張するものであります。米国カリフォルニア州中央地区地方裁判所において、第三者支払人および消費者から成る暫定的クラスが、当社グループに対して訴訟を提起しました。当該訴訟については、現在証拠開示手続きが行われております。2019年6月、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、別の第三者支払人集団により類似の請求を主張する訴訟が提起されました。当該訴訟の当社グループの請求棄却申し立ては審理中であります。

ミシシッピ州およびルイジアナ州もまた、当社グループおよびイーライリリー社がアクトス服用による膀胱がんおよびその他のリスクに関する警告を怠ったと主張し、両社に対して訴訟を提起しております。当該訴訟においては、州がメディケイド等のプログラムを通じ患者のために負担したアクトスの薬剤費の払戻し、アクトスに起因する傷病の治療費、弁護士およびその他の費用の補償、ならびに懲罰的損害賠償が請求されておりました。当社グループおよびイーライリリー社は、ミシシッピ州およびルイジアナ州が提起した訴訟を解決する和解契約をそれぞれ2018年11月および2019年9月に締結しました。

② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

当社グループは、2021年3月31日現在、米国連邦裁判所および州裁判所において、6,600件を上回るプレバシドおよびデクスラントの使用に関連した製造物責

任訴訟を提起されております。米国連邦裁判所において、これらの訴訟の大多数が係争中であり、広域係属訴訟（MDL）制度に係る公判前整理手続がニュージャージー州の連邦裁判所に統合されております。当該訴訟の原告側は、プレバシドおよび（または）デクスラントの使用により腎臓障害、または一部の訴訟においては胃がんを発症し、当社グループが潜在的な危険性についての適切な警告を怠ったと主張しております。アストラゼネカ社、プロクター・アンド・ギャンブル社およびファイザー社等の、当社グループと同じくプロトンポンプ阻害薬クラスに属する製品を製造している他の製薬会社に対して、類似の訴訟が係争中となっております。米国外では、カナダのケベック州、オンタリオ州およびサスカチュワン州の3つの州において、3件の集団訴訟が提起されております。当該提訴には、当社グループ、アストラゼネカ社、ヤンセン・ファーマシューティカル社および複数の後発品製薬会社が被告として含まれております。

知的財産権

知的財産権に関する訴訟には、当社グループの様々な製品または製法に関する特許権の有効性および法的強制力に対する異議の申立て、ならびに当該特許権に対する非侵害の主張が含まれます。これらの訴訟に敗訴することにより、対象となった製品に係る特許権の保護の喪失につながる可能性があり、結果として該当製品の売上が大幅に減少し、当社グループの将来の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

① トリンテリックス

当社グループは、トリンテリックスの後発品の販売を求める後発医薬品製薬会社16社から、Paragraph IV 証明を添付して ANDA を申請したとの通知を受領しました。当社グループは、米国デラウェア州の連邦裁判所において ANDA を申請した当事者に対する特許侵害訴訟を提起しております。2019年5月29日に一回目のマークマンヒアリングが行われ、請求項の解釈に関する決定が同年7月16日に出されました。2019年12月18日に二回目のマークマンヒアリングが行われました。本訴訟の公判は2021年1月15日から1月28日に行われました。

② アディノベイト

2016年12月5日、現在は当社グループの子会社である Baxalta Incorporated および Baxalta US Inc.（以下、総称して「バクスアルタ社」）ならびに Nektar Therapeutics（以下、「ネクター社」）は、米国デラウェア州の連邦地方裁判所（以下、「地方裁判所」）において、Bayer Healthcare LLC（以下、「バイエル社」）により訴訟を提起されました。当該訴訟は、アディノベイト [抗血友病因子（組み換え体）、PEG化] の販売に係る米国特許第 9,364,520 号の侵害を主張するものであり、2019年1月28日に開始した陪審において審理されました。陪審員は、特許侵害を主張する原告側の意見を支持し、特許が侵害されているとの判断を下すとともに1億5,520万ドルの損害賠償を認定しました。当社グループは

2019年9月に米国連邦巡回区控訴裁判所（以下、「CAFC」）に上訴しました。CAFCは2021年3月1日に地方裁判所の判決を支持する判決を下し、2021年4月7日に執行命令が出されました。当社グループはShire社の買収に伴って当該訴訟に係る引当金を計上しております。

③ ニンラーロ

2020年1月17日、当社グループはSun Pharmaceutical Industries Limited（以下、「Sun社」）からニンラーロに関するParagraph IV証明の通知を受領しました。Sun社は、当社グループが保有する米国特許第7,442,830号、第8,859,504号、及び第9,175,017号は無効であり、法的強制力はなく、および/または侵害されないものと主張しています。これに対し、当社グループは2020年2月27日、米国デラウェア州の連邦地方裁判所にSun社に対する訴訟を提起しました。

④ その他

上記の個別の特許訴訟に加えて、当社グループは、Alogliptinを含む当社グループの他の医薬品の後発品を販売する目的でParagraph IV証明を添付してANDA申請を行ったとの通知を他の製薬会社から受領した結果、多数の訴訟等の当事者となっております。当社グループは、このような事例において、関与する当事者に対して特許侵害訴訟を提起しております。

販売・営業および規制

当社グループは、当社グループの製品および営業活動に関連するその他の訴訟に関与しており、その中で最も重要なものは以下のとおりであります。

① アクトス

反トラスト訴訟

2013年12月、当社グループに対する2件の反トラスト集団訴訟のうち最初の集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、アクトスの処方を受けた患者から成る暫定的クラスにより提起されました。2つ目の集団訴訟は、2015年4月、同地方裁判所において、当社グループからアクトスを購入した卸売業者からなる暫定的クラスにより提起されました。両訴訟において、原告は、特に、当社グループがFDAのオレンジブックに掲載されている当社グループのアクトスに関する特許を不適切に記載した結果、ANDAを提出した後発医薬品製薬会社に対して要件が課せられ、これにより、アクトス後発品の発売が遅れたと主張しております。2019年10月、同地方裁判所は、当社グループの請求棄却申し立てを却下しました。これを受け、当社グループは、同地方裁判所の決定に対して抗告を提起しており、依然として係争中であります。

② 患者支援プログラムに関する調査

2017年3月期に当社グループが買収したアリアド社は、買収に先立つ2016年11月、米国司法省ボストン地方検事局から、召喚状(subpoena)が発行され、2010年1月から現在に至るまでの間のアリアド社がメディケア・プログラム上の患者の自己負担にかかる財政支援を行う非営利団体(501(c)(3) co-payment foundations)に行った寄付、メディケア受益者向け財務支援プログラムおよび無償薬剤提供プログラム、ならびに上記の非営利団体と特定薬局、拠点または医療プログラムサービス提供機関との間の関係に関する情報の提出を求められております。当社グループは当該調査に協力しております。

2019年3月期に当社グループがShire社の買収により取得したシャイアー・ファーマシューティカルズLLC社に対して、2019年6月に、米国司法省ボストン地方検事局から召喚状(subpoena)が発行されました。当該召喚状において、遺伝性血管性浮腫の治療薬であるフィラジル(Firazyr)やCinryzeを含むShire社の医薬品を使用するメディケア・プログラム上の患者に対して財政支援を行う非営利団体(501(c)(3))とShire社の関係について情報の提出を求められております。当社グループは当該調査に協力しております。

③ 米国司法省からの民事調査要請

2020年2月19日、当社グループは、米国司法省ワシントンDC地方検事局から民事調査要請書を受領しました。当該民事調査要請書は、主にトリンテリックスの販売促進に関連して、オフラベル使用(適応外使用)の販売および反キックバック法に対する違反の可能性の調査の一環として、情報の提供を求めるものです。当社グループは、司法省による当該調査に協力しております。

2020年2月28日、当社グループは、米国司法省ワシントンDC地方検事局から民事調査要請書を受領しました。当該民事調査要請書は、IG皮下注射製剤であるCuvitru、HyQviaおよびGammagardの販売促進に関連して、フロリダ州のアレルギーセンターに対してキックバックを行った可能性の調査の一環として、情報の提供を求めるものです。当社グループは、司法省による当該調査に協力しております。

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,576,388 千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	141,858 百万円	90 円 00 銭	2020年 3月31日	2020年 6月25日
2020年10月29日 取締役会	普通株式	141,860 百万円	90 円 00 銭	2020年 9月30日	2020年 12月1日
計	—	283,718 百万円	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 141,859 百万円
- ②1株当たり配当額 90 円 00 銭
- ③基準日 2021年3月31日
- ④効力発生日 2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,672,000 株

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 3,308 円 93 銭

2. 基本的1株当たり当期利益 240 円 72 銭

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社グループの晒されている主なリスクは、市場リスク、取引先の信用リスク、流動性リスクを含み、為替、金利、商品その他の金融資産の価格変動等の市場環境の変化により生じるものであります。これらのリスクは、当社グループのリスク管理方針に基づきコントロールしております。

(1) 市場リスク

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには①為替リスク、②金利リスク、③価格変動リスクがあります。市場リスクの影響を受ける金融商品には、貸付金及び借入金、預金、資本性金融商品ならびにデリバティブ金融商品が含まれております。

① 為替リスク管理

当社グループは、主に事業活動（収益または費用が外貨建ての場合）および当社の在外子会社に対する純投資により、為替変動リスクに晒されております。当社グループはデリバティブ金融商品を利用して為替リスクを集約して管理しております。当社グループのポリシーでは投機目的で外貨建て金融資産やデリバティブを保有することは認められておりません。当社グループは、個別に金額的に重要な外貨建取引について、先物為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションを利用しております。また、米ドル建ておよびユーロ建ての借入金および社債、先物為替予約をヘッジ手段に指定し、純投資ヘッジを適用しております。

② 金利リスク管理

当社グループは、変動利付負債について市場金利および為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクおよび為替変動リスクを抑制するため、キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略に基づき金利スワップおよび通貨スワップを実施して支払金利の固定化を図っております。

③ 価格変動リスク管理

商品価格リスク

当社グループは、事業活動において価格変動リスクにさらされております。当社グループは主に固定価格の契約を締結することによってリスクを管理しておりますが、価格を固定する金融商品を使用する場合があります。

市場価格リスク

当社グループの固定支払の金融資産および負債の市場価格と評価は本注記に記載の通り管理されている為替レート、金利および信用スプレッドの影響を受けます。資本性金融商品について、当社グループは、株価および発行会社の財務状況をレビューすることにより価格変動リスクを管理しております。

(2) 信用リスク

当社グループは、営業活動における信用リスク（主に売上債権）、銀行等の金融機関への預金および外国為替取引ならびにその他の金融商品取引を含む財務活動における信用リスクに晒されております。決算日現在における、保有する担保の評価額を考慮に入れない場合の最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結財政状態計算書上の帳簿価額としております。

① 顧客の信用リスク

売上債権およびその他の債権は顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、債権管理に係る社内規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握や潜在的な信用リスクの軽減を図っております。さらに必要に応じて、担保・保証などの保全措置も講じております。

② その他のカウンターパーティーリスク

当社グループの手許資金につきましては、その大部分を、プーリングを通じて当社および米欧の地域財務管理拠点に集中しております。この資金は、資金運用に係る社内規程に従い、格付の高い短期の銀行預金および債券等に限定し、格付・運用期間などに応じて設定している限度額に基づいて運用しているため、信用リスクは僅少であります。

プーリングの対象としていない資金につきましては、連結子会社において当社の規程に準じた管理を行っております。

デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 流動性リスク

当社グループは流動性リスクを管理しており、当社グループの短期、中期、長期の資金と流動性の管理のための、適切な流動性リスク管理のフレームワークを設定しております。

当社グループは、予算と実際のキャッシュ・フローを継続的に監視することにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクに備えるため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当社グループは、偶発的なリスクを軽減し、予測される資金需要を上回る資金水準を維持することを目的として、流動性のある短期投資と格付けの高い相手方とのコミットメントラインとの組み合わせにより、利用可能な流動性を最大化するよう努めております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、以下の通りであります。

経常的に公正価値で測定される金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致し、償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しており、また、リース負債については公正価値の開示が要求されないため、下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	3,532,202	3,762,266
長期借入金	1,103,100	1,098,526

長期金融負債は帳簿価額で認識しております。社債の公正価値は、評価技法への重要なインプットが観察可能な市場情報に基づいている時価情報によっており、長期借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

[重要な後発事象に関する注記]

当社グループは、2021年4月1日において、株式会社国際協力銀行ローンの残高3,700百万米ドルのうち、2,000百万米ドルを、2025年12月11日の返済期日に先立ち繰上返済する旨を、債権者に通知しました。本繰上返済は、2021年6月11日に実行される予定であります。また当社グループは、2021年4月16日において、2017年7月に発行した米ドル建無担保普通社債200百万米ドルを、2022年1月18日の償還期日に先立ち繰上償還する旨を、社債権者に通知しました。本繰上償還は、2021年5月17日に実行される予定であります。

これらの繰上返済および繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益			評価・換算 差額等合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 (※)	利益 剰余金合計							
2020 年 4 月 1 日残高	1,668,123	1,654,217	0	1,654,217	15,885	1,230,320	1,246,205	△ 87,434	4,481,111	18,719	47,870	66,589	1,300	4,549,000
当期中の変動額														
新株の発行	22	22		22			-		44			-		44
剰余金の配当				-		△ 283,718	△ 283,718		△ 283,718			-		△ 283,718
固定資産圧縮積立金の積立				-			-		-			-		-
固定資産圧縮積立金の取崩				-			-		-			-		-
当期純利益				-		247,513	247,513		247,513			-		247,513
自己株式の取得				-			-	△ 2,141	△ 2,141			-		△ 2,141
自己株式の処分				△ 0	△ 0		-	30,052	30,052			-		30,052
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）				-			-		-	21,405	△ 127,223	△ 105,818	△ 43	△ 105,861
当期中の変動額合計	22	22	△ 0	22	-	△ 36,205	△ 36,205	27,911	△ 8,250	21,405	△ 127,223	△ 105,818	△ 43	△ 114,111
2021 年 3 月 31 日残高	1,668,145	1,654,239	0	1,654,239	15,885	1,194,115	1,210,000	△ 59,523	4,472,861	40,124	△ 79,353	△ 39,229	1,257	4,434,889

(※) その他利益剰余金の内訳

	退職給与 積立金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	設備更新 積立金	輸出振興 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越 利益剰余金	合計
2020年4月1日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	26,659	814,500	369,273	1,230,320
当期中の変動額									
新株の発行									-
剰余金の配当								△ 283,718	△ 283,718
固定資産圧縮積立金の積立						14,356		△ 14,356	-
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 5,942		5,942	-
当期純利益								247,513	247,513
自己株式の取得									-
自己株式の処分									-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）									-
当期中の変動額合計	-	-	-	-	-	8,414	-	△ 44,619	△ 36,205
2021年3月31日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	35,073	814,500	324,654	1,194,115

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
|
 | |
| (2) デリバティブの評価基準 | 時価法 |
|
 | |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 商品及び製品 | 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| 仕掛品 | 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| 原材料及び貯蔵品 | 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	15～50年
機械装置	4～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、償却期間は利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額から企業年金基金制度に係る年金資産の公正価値の見込額を差し引いた金額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) 訴訟引当金は、法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。

(6) 株式給付引当金は、株式交付規則に基づく取締役および従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(7) 事業構造再編引当金は、研究開発体制の変革および Shire 社との統合により今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理により、金利スワップ取引については特例処理要件を満たしている場合は特例処理によっております。

② ヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジ方針

短期変動金利に連動する、将来の金融損益に係るキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。為替変動に連動する、将来のキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、為替予約取引等を利用しております。また、在外子会社への投資の為替変動リスクに対して、外貨建借入金及び社債等をヘッジ手段としております。これらのヘッジ取引は、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき行っております。

③ ヘッジ有効性評価の方法

事前テストは回帰分析等の統計的手法、事後テストは比率分析により実施しております。なお、取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高い場合は、有効性の判定を省略しております。

(2) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度から適用し、個別注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において独立掲記していた「スモン訴訟填補引当金」(前事業年度 989 百万円)については金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「訴訟引当金」に含めて表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下の通りであります。

繰延税金資産 179,650 百万円

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産 179,650 百万円を計上しております。注記事項(税効果会計に関する注記)に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は 229,727 百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額 1,193,704 百万円から評価性引当額 963,977 百万円が控除されております。

これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識されます。

事業年度の末日において繰延税金資産の回収可能性を評価しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予想される将来加算一時差異の解消スケジュール、予想される将来課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、主に事業計画を基礎として見積られており、当該事業計画に含まれる売上高の予測が変動した場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 325,312 百万円

2. 偶発債務

(債務保証)

以下に記載するものについての社債の償還、不動産リース契約に基づく賃借料支払および為替に関するデリバティブ取引等に対し保証を行っております。

武田薬品工業(株)従業員	23	百万円
シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company	608,355	百万円 (5,504 百万ドル)
バクスアルタ Incorporated	170,033	百万円 (1,539 百万ドル)
ファーマ・インターナショナル・インシュランス Designated Activity Company	50,942	百万円 (461 百万ドル)
ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.	28,036	百万円 (254 百万ドル)
シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	12,103	百万円 (110 百万ドル)
英国武田 Limited	104	百万円 (1 百万ポンド)
武田 Pharma, S. A.	43	百万円 (35 百万アルゼンチンペソ)
バクスアルタ Columbia	56	百万円 (500 千ドル)

(訴訟)

重要な訴訟案件等については、「連結注記表 [連結財政状態計算書に関する注記] 3. 偶発負債 (2) 訴訟」の以下の項目をご参照下さい。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

- ① アクトス
- ② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを含む)

短期金銭債権	82,341	百万円
長期金銭債権	2,150	百万円
短期金銭債務	1,393,027	百万円
長期金銭債務	634,824	百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高		
売上高	104,943	百万円
仕入高	66,906	百万円
その他	36,904	百万円
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	33,998	百万円
営業外費用	11,855	百万円
特別利益	6,779	百万円
特別損失	18,075	百万円
資産譲渡高	1,651,907	百万円
資産購入高	1,804,901	百万円
現物配当および株式交換による子会社株式の取得高	4,849,028	百万円

上記に含まれる主要な取引は、[関連当事者との取引に関する注記]をご参照ください。

2. 研究開発費 122,631 百万円

3. 特別利益

(事業譲渡益)

事業譲渡益は、武田コンシューマーヘルスケア株式会社の株式および関連資産を売却したことによるものであります。

(固定資産売却益)

固定資産売却益は、主に一部の一般用医薬品及び医療用医薬品に係る特許権を売却したことにより認識したものであります。

4. 特別損失

(事業構造再編費用)

効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。

(関係会社再編損)

関係会社再編損は、グループの事業再編に関連して、主に関係会社を清算したことにより認識したものであります。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

12,945千株

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャイアー・ アクイジショ ンズ・インベ ストメント・ アイルランド Designated Activity Company	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証 (注1)	608,355 百万円	—	—
				現物配当の 受取 (注3)	201,673 百万円	—	—
				現物配当に 伴う交換損 失(注3)	18,075 百万円	—	—
子会社	バクスアルタ Incorporated	所有 間接 100.0%	債務保証	債務保証 (注1)	170,033 百万円	—	—
子会社	シャイアー・ ホールディン グス・ルクセ ンブルク S.à r.l.	所有 直接 100.0% (注4)	出資	現物配当の 受取 (注2,4)	2,715,045 百万円	—	—
子会社	シャイアー・ ホールディン グス・アイル ランドNo.2 Limited	所有 間接 100.0% (注5)	資金取引	子会社株式 の取得 (注2,5)	1,666,852 百万円	—	—
子会社	シャイアー・ アイルラン ド・ファイナ ンス・トレー ディング Limited	所有 直接 100.0%	資金 取引	子会社株式 の譲渡 (注2,5)	1,644,854 百万円	—	—
				グループ間 の資金借入 (注6)	498,969 百万円	短期借入金	496,811 百万円
				支払利息 (注6)	6,305 百万円	未払借入金 利息	1,014 百万円
子会社	シャイアー・ アイルラン ド・インベ ストメント Limited	所有 直接 100.0%	出資	子会社株式 の交換 (注2,7)	226,554 百万円	—	—
				現物配当の 受取 (注2,8)	910,474 百万円	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	バクスアル タ・ホールデ ィング B.V.	所有 直接 100.0% (注9)	出資	現物配当の 受取 (注2, 9)	795,282 百万円	—	—
子会社	バクスアル タ GmbH	所有 間接 100.0%	資金取引	子会社株式 の取得 (注2, 10)	126,075 百万円	短期借入金 (注10)	129,783 百万円
				支払利息 (注6)	286 百万円	未払借入金 利息	24 百万円
子会社	武田ファイ ナンスィング GK	所有 間接 100.0%	資金取引	支払利息 (注6)	1,389 百万円	長期借入金	634,824 百万円
子会社	武田ファーマ シューティカ ルズ・インタ ーナショナル AG	所有 直接 100.0%	資金 取引	グループ間 の資金借入 (注6)	703,392 百万円	短期借入金	624,917 百万円
				支払利息 (注6)	822 百万円	未払借入金 利息	99 百万円

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)

債務保証は、社債の償還を保証するものであります。なお、保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2)

子会社株式の交換取引については、取引直前の引き渡した子会社株式の帳簿価額を勘案して決定しております。子会社株式の取得価額については、取引直前の受け入れた子会社株式の取引先での帳簿価額を勘案して決定しております。また、減資または清算に伴う現物配当により受け入れた子会社株式の取得価額については、再編対象子会社の株主資本の額を基準として決定しております。

(注3)

シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company の減資に伴い、同社の保有していたシャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited に対する貸付金を現物配当として受け取ったものであります。その結果、当社が保有していた子会社株式の帳簿価額と受け入れた関係会社貸付金との差額を現物配当に伴う交換損失として計上しております。

(注4)

シャイアー・ホールディングス・ルクセンブルク S.à r.l. の清算に伴い、同社の保有していた武田ファーマシューティカルズUSA Inc. の株式を現物配当として受け取ったものであります。なお、当事業年度中に清算終了したため、上記取引金額は、

同社が関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。また、議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

(注5)

シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited によるシャイアー・ホールディングス・アイルランド No.2 Limited の吸収合併に伴い、シャイアー・ホールディングス・アイルランド No.2 Limited から、同社の完全子会社であったシャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited の株式 100% を取得し、シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited にシャイアー・ホールディングス・アイルランド No.2 Limited の株式 100% を譲渡したものであります。なお、当事業年度中に吸収合併が完了したため、上記取引金額は、同社が関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。また、議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

(注6)

資金借入および資金貸付の利息率は、市場金利を勘案して協議の上、合理的に決定しております。

(注7)

シャイアー・アイルランド・インベストメント Limited の保有していた武田ファーマシューティカルズ U S A Inc. の株式を取得し、シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited の株式を譲渡したものであります。

(注8)

シャイアー・アイルランド・インベストメント Limited の清算準備に伴い、同社の保有していた武田ファーマシューティカルズ U S A Inc. の株式を現物配当として受け取ったものであります。

(注9)

バクスアルタ・ホールディング B.V. の清算に伴い、同社の保有していた武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG の株式を現物配当として受け取ったものであります。なお、当事業年度中に清算終了したため、上記取引金額は、同社が関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。また、議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

(注10)

バクスアルタ GmbH から、同社の完全子会社であったバクスアルタ Recombinant S.à r. l. の株式 100% を取得し、対価として借入金を計上したものであります。なお、バクスアルタ Recombinant S.à r. l. は 2020 年 9 月にバクスアルタ Manufacturing S.à r. l. に吸収合併されたため、当事業年度末においては同額のバクスアルタ Manufacturing S.à r. l. 株式を保有しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,835円81銭
2. 1株当たり当期純利益	158円45銭

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	5,346
委託研究費等	13,675
棚卸資産	9,228
繰延ヘッジ損益	17,778
未払費用	13,718
前受収益	2,224
退職給付引当金	4,242
事業構造再編費用引当金	2,993
有形固定資産償却超過額等	5,148
特許権	14,489
販売権	12,724
関係会社株式 (注2)	671,894
有価証券	3,515
繰越欠損金 (注1)	392,506
その他	24,224
繰延税金資産 小計	1,193,704
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	△ 282,940
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注2)	△ 681,037
評価性引当額 小計	△ 963,977
繰延税金資産 合計	229,727
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△ 15,805
その他有価証券評価差額金	△ 17,607
固定資産圧縮積立金	△ 15,450
その他	△ 1,215
繰延税金負債 合計	△ 50,077
繰延税金資産の純額	179,650

(注1)

Shire 社グループの統合の一環として資本関係を整理すべく子会社の清算手続を行っております。当該清算手続の結果、税務上、清算損を損金算入し、多額の欠損金が発生しております。将来の売上高の予測に基づき課税所得を見積り、繰越欠損金 392,506 百万円のうち 109,566 百万円について回収可能と判断しております。

(注2)

主に、過年度に実施した子会社の清算に伴って現物配当された孫会社株式を、税務上時価で計上したことにより生じた将来減算一時差異に対するものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 84.9
評価性引当額増減	△ 21.9
外国子会社合算課税	68.6
未認識繰延税金負債の増加	△ 6.3
過大支払利子税制	6.7
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 5.1

[重要な後発事象に関する注記]

当社は、2021年4月1日において、株式会社国際協力銀行ローンの残高 3,700 百万米ドルのうち、2,000 百万米ドルを、2025年12月11日の返済期日に先立ち繰上返済する旨を、債権者に通知しました。本繰上返済は、2021年6月11日に実行される予定であります。また当社は、2021年4月16日において、2017年7月に発行した米ドル建無担保普通社債 200 百万米ドルを、2022年1月18日の償還期日に先立ち繰上償還する旨を、社債権者に通知しました。本繰上償還は、2021年5月17日に実行される予定であります。これらの繰上返済および繰上償還が損益計算書に与える重要な影響はありません。